

工程表(案)

あ - 2
29. 3. 27

	平成29年度			平成30年度		
	4月 平成29年度中の できる限り早期	10月	3月	4月	10月	3月
(1)患者本人による請求内容の確認						
(2)医師の同意・再同意						
(3)長期・頻回の施術等						
(4)往療(施術料と往療料の見直し・包括化以外)						
(5)療養費の審査体制						
(4)往療(施術料と往療料の見直し・包括化)						
受領委任制度による指導監督等の仕組み						

※ 不正対策の具体的な制度設計の内容が適切なものであることを見極め、確認することを前提として、不正対策、受領委任制度を実施。